



# 消費生活サポーター通信



## No.11

### こんな相談がありました

#### ＜紹介料が入ります？～マルチ商法～＞

知人から「海外のA社が日本に上陸する。そのA社に30万円支払うと30万円分のクーポン券が貰え、さらに誰かを紹介すると紹介料が入る」という話を聞いた。その知人は既に30万円を支払って契約したようだ。自分も勧誘され誰か紹介して欲しいとも言われたが断った。なにか不審な話だと思う。  
(相談者50代 女性)

#### ◆本事例におけるセンターの対応

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）について説明し、友人が解約を希望している場合はセンターに相談するよう伝えました。

#### ◆アドバイス

##### マルチ商法とは？

商品やサービスを契約した消費者が、次の買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。

実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで被害を拡大させる加害者の側になるほど、非常に問題の起こりやすい取引形態です。



#### ～マルチ商法の問題点～

##### ①借金をさせて商品・サービスを購入するよう勧められることも

簡単に稼げるから大丈夫と、消費者金融などで借金をさせてまで購入代金を支払わせるケースも見られます。安易に借金をすると多重債務などに陥る危険性があります。

##### ②身近な人から勧められると断りにくい…

親しい人や仲間からの誘いは断りにくいものですが、必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また、自身も友人を勧誘することで、その人との関係を壊してしまうおそれもあります。

##### ③契約内容や取引のしくみがよくわからない…

マルチ商法に限らず、契約の内容に少しでも不明な点があったらすぐに契約しないことが大切です。何が不明なのかもわからない場合は、周りの信頼できる人や消費生活センターに相談しましょう。



マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。また20日間のクーリング・オフ期間が過ぎた後も、将来に向かって解約して退会することができます。  
(詳しくは消費生活センターにご相談ください)

4月は新生活も始まり新しい出会いも増える時期です。安易に甘い言葉を信じて契約しないようにしましょう。

#### ◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
☎(Tel. Me)